

別表（第6条関係）

事業名	対象経費（*1）	補助率（*2）	補助上限額（*2）	補助台数	補助対象外経費	その他
介護ロボット等の導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「移乗支援（装着型・非装着型）」 「入浴支援」 	4分の3	1台につき 100万円	事業所で必要とする台数分	<ul style="list-style-type: none"> ○交付決定前に導入した機器 ○消費税及び地方消費税 ○保険料、保守費 ○搬入費、送料 ○設置工事費 （ただし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については別途事業において対象） ○メンテナンスに係る経費 ○通信に係る経費 ○タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等のロボット介護機器とは異なる機器 	-
	・その他で示す機器等（*3）		1台につき 30万円			
	・上記以外の介護ロボット					
ICT等の導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ソフト等 ・タブレット情報端末 ・通信環境機器等 ・保守経費等 ・その他 	申請時点におけるICTの活用が見込まれる職員数（常勤換算）に応じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・1～10人 100万円 ・11～20人 160万円 ・21～30人 200万円 ・31人～ 260万円 ※職員数は原則、常勤換算上の人数を数えるが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等は、常勤・非常勤問わず実人数として差し支えない。	<ul style="list-style-type: none"> ○交付決定前に導入した機器 ○消費税及び地方消費税 ○通信に係る経費 ○介護ソフトを開発する際の開発基盤 ○事業所に設置するパソコンやプリンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業による補助は、原則として1事業所につき、1回とするが、補助額の合計が補助上限額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。 ・2回目の補助を行う場合には、補助上限額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。 ※2回目の補助上限額については、1回目の補助の際と2回目の申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の職員数の区分により算定する。 ・なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。 		
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護テクノロジーのパッケージ型による導入 ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備 	1事業所につき 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ○介護ロボット等の導入支援事業・ICT等の導入支援事業に準ずる 	-		
導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者による業務改善支援 ・介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等 	1事業所につき 45万円	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税及び地方消費税 	・同一の事業所において1回のみ補助とする。		

（*1）導入方法がリース又はレンタルによる場合、当該年度中に係る経費のみが補助対象経費となる。

（*2）介護ロボット等の導入支援事業については、1台（式）当たりの実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額に導入台数を乗じた額を所要額とする。その他の事業については、対象経費の実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額を所要額とする。

（*3）交付要項第4条第1項（2）参照のこと。

例：移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器（床走行式リフト等）、介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）、見守りや介護業務を支援する機器・システムであり別添に該当しない機器・システム（バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等）、入浴を支援する機器であり別添に該当しない機器（特殊浴槽等）等